

里帰り先等での産後ケア費用の一部助成について

岩倉市の産後ケア事業委託施設以外で産後ケアに該当するサービスを自費で利用された方に対して、費用の一部を助成します。事前申請が必要です。指定の方法で産後ケアを利用された場合のみ助成対象となります。

★対象

産後ケアを利用した日に岩倉市に住民票があり、産後4か月未満（訪問型は産後1年未満）の母親とその乳児で次の要件にすべて該当する方

- 岩倉市に産後ケア事業を申請し、承認されている
 - 令和8年4月1日以降に岩倉市の産後ケア事業委託施設以外で産後ケアに該当するサービスを受けた
 - 家族等から十分な家事や育児などの援助が受けられない
 - 産後の体調不良または育児の不安がある（医療の必要な人は利用できません）
- ※流産、死産された方もご利用いただけます。

★保健センター（電話：0587-37-3511）に利用前にご相談ください。

利用方法は、裏面をご確認ください。出産後、入院先等ですぐに利用したい場合は、早めに保健センターにご相談ください。

★助成上限額 ※所得区分に応じて上限額が異なります。

産後ケア利用料として医療機関等に支払った金額の8割（1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）です。ただし、表の助成金上限額を上限とし、利用料を超えない範囲で助成します。

※岩倉市が定める産後ケアの内容に対しての助成です。エステなどのオプションは対象になりません。

サービス種類	区分	助成金上限額
宿泊型 (1日あたり)	課税世帯（通算5日目まで）	26,500円
	課税世帯（通算6日目以降）	24,000円
	生活保護・市民税非課税世帯	30,000円
	多胎児2人目以降の1人当たり	2,400円
訪問型 (1回あたり)	課税世帯（通算5日目まで）	12,000円
	課税世帯（通算6日目以降）	9,600円
	生活保護・市民税非課税世帯	12,000円
	多胎児2人目以降の1人当たり	4,800円
通所型 (1回あたり)	課税世帯（通算5日目まで）	18,500円
	課税世帯（通算6日目以降）	16,000円
	生活保護・市民税非課税世帯	20,000円
	多胎児2人目以降の1人当たり	1,600円



★里帰り先の施設（医療機関や助産院）での産後ケア利用方法

1 保健センター（電話：0587-37-3511）に連絡する。

- 希望するサービス内容、施設（市の産後ケア事業実施要綱の規定によるサービスが提供できる施設であること）をお聞きします。
 - 利用希望の施設がない場合は、保健センターでお調べします。
 - 保健センターから利用希望施設に利用が可能か確認します。
- ※利用までにお日にちをいただきます。早めにご相談ください。

利用する施設が決まったら



2 認定申請書を提出する。（ホームページからダウンロードできます。メールでの申請可）

母子手帳をお持ちください。

- ※メールの場合は、母子手帳の表紙と産後ケアの記録の画像の添付が必要です。メール送信後、メールを送ったことを保健センターにお電話でご連絡ください。



3 書類を受け取る。

- 承認の場合は、「認定通知書」と「①助成金交付申請書兼請求書」をお送りします。保健センターから産後ケア施設に「②産後ケア実施報告書」を送付します。
- 不承認の場合は、市からの費用助成はありません。



4 産後ケア事業を利用する。

産後ケア施設に利用料を全額支払う。

- 母子健康手帳の産後ケアの記録のページに記載してもらう。
- 領収書は産後ケアの利用料金が分かるよう記載してもらう。
- 利用後、「②産後ケア実施報告書」に署名する。（②は施設から保健センターに提出）



5 助成（払い戻し）の手続きをする。（利用日から1年以内）

保健センターに「①助成金交付申請書兼請求書」に必要書類を添えて提出してください。

＜必要書類＞

「①助成金交付申請書兼請求書」、領収書（原本）、診療明細書（原本か写し）、母子健康手帳、振込先が確認できるもの

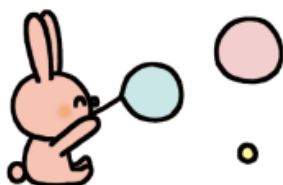
※領収書の返却を希望する場合は、原本と写しをご用意ください。

※市民税非課税世帯または生活保護世帯の方は市民税非課税世帯または生活保護証明書



6 書類審査・通知を受け取る。

- 5の提出書類と「②産後ケア事業実施報告書」（産後ケア施設→保健センター）を確認し、書類審査をします。
- 助成金額が決定しましたら通知します。振込日の目安は、通知から約1か月後です。



【問合せ先・申請窓口】

岩倉市健康課（保健センター） 電話 0587-37-3511

メールアドレス：kenko@city.iwakura.lg.jp